

特集 《商標の最新動向とその課題》

ニース国際分類と仮想空間における商品・役務等に関する議論と改正の経緯

商標委員会 副委員長 清水 三沙
商標委員会 副委員長 北原 絵梨子

要 約

商標登録の場面において、標章（マーク）と共に中枢を担うのが商品及び役務であり、また、これらをその性質や種類に応じ分類した「国際分類（ニース国際分類）」について理解を深めることは商標実務に携わる上で重要である。本稿では、「ニース国際分類」の成り立ちやその改正の経緯と共に、「ニース国際分類」の改正作業において近年重点的に議論されている仮想空間において提供される商品及び役務について、これまでの議論や改正の経緯について紹介する。また、ニース国際分類の今後の改正に関する検討事項の一つであり、近い将来大きな動きを見せるであろう、第9類の商品の分類、特に、近年その用途が多角化・肥大化しつつある商品「コンピュータソフトウェア」の細分化の問題についても言及する。

目次

1. はじめに
2. ニース協定及びニース国際分類とは
3. ニース国際分類の改訂
4. 専門家委員会の年次会合について
5. 第33回ニース会合前の日本を含めた各国での仮想商品等の議論
 5. 1 各国のガイドラインの公表の有無
 5. 2 仮想商品の定義
 5. 3 仮想商品の分類
 5. 4 仮想商品の表示についての可否
 5. 5 仮想商品と現実商品の類否
 5. 6 仮想空間で提供される役務
6. 第33回ニース会合での議論及び採択
 6. 1 仮想商品・役務についての集中議論
 6. 2 仮想商品等に関する一般的な議論
 6. 3 仮想商品の分類及び表示
 6. 4 仮想空間で提供される役務
7. 第33回ニース会合以降の日本国特許庁の動き
 7. 1 商標審査便覧「46.02 仮想空間及び非代替性トークン（NFT）に関する指定商品・指定役務について」の公表
 7. 2 仮想商品の定義・区分及び表示
 7. 3 仮想商品と現実商品の類否について
 7. 4 仮想空間における役務について
8. 第34回ニース会合における議論と課題
9. 今後に向けて
10. おわりに

1. はじめに

商標登録の場面において、標章（マーク）と共に中枢を担うのが商品及び役務であり、また、これらをその性質

や種類に応じ分類した「国際分類（ニース国際分類）」について理解を深めることは商標実務に携わる上で重要である。ところで、新型コロナウイルスが猛威を振るいステイホームが続く中、新たな経済圏として「仮想空間」が登場し、仮想空間内において様々な仮想商品が売買され役務が提供されるようになったが、仮想商品も仮想空間で提供される役務も、従前はそれほど活発な取引がなされていなかった商品・役務であったことから、これらをどの国際分類及びどういった商品・役務表示で認めるかについて、各国知的財産庁が議論・検討を行うとともに、商品・役務の国際的な統一を図る「ニース国際分類」でどのように採択されるかが世界中の商標担当者の注目を集めた。本稿では、日本国特許庁の「商品・サービス国際分類改正に関する意見交換会委員」を務める筆者が、ニース国際分類の成り立ちやその改正の経緯と共に、「ニース国際分類」の改正作業において近年重点的に議論されている仮想空間において提供される商品及び役務について、これまでの議論の経緯を紹介する。

2. ニース協定及びニース国際分類とは

商標登録の手続においては、商品・役務をその性質や種類に応じ所定の「国際分類」⁽¹⁾に分けて指定する必要がある。商標登録の実務に携わるにあたり、日々目にし扱うこととなる商品・役務の国際分類は、具体的には、「ニース協定」によって定められた商品及び役務についての国際的に共通する分類を指す（以下、本稿においては「国際分類」又は「ニース国際分類」と記載する）。

そもそも、ニース協定とは、加盟国が商標及びサービスマークの登録のための商品及びサービスの分類として各国共通の国際分類を採用することを目的に、パリ条約第19条の特別取極として1961年4月8日に発効した協定である。その後、1967年にストックホルムで、1977年にジュネーヴで改正され、さらに、1979年にジュネーヴで修正されて現在に至っており、正式名称を「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定」という⁽²⁾。ニース協定には、2023年12月現在、93の国及び地域が加盟しており⁽³⁾、ニース協定では、協定の加盟国に対し国際分類の採用を義務付けている⁽⁴⁾。また、ニース国際分類は、加盟各国の国内における商標登録の手続の場面のみならず、アフリカ知的財産機関（OAPI）、アフリカ地域知的財産機関（ARIPO）、ベネルクス知的財産庁（BOIP）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）といった広域登録制度、および、WIPO国際事務局による商標の国際登録（いわゆるマドプロ出願）の際にも採用されている他、ニース協定の締約国ではない多くの国でも採用されており、日本のユーザーにとっては、国内での商標登録の手続のみならず、海外で商標登録を取得する際にも、ニース国際分類に準じた商品・役務の指定が必要となる。また、ニース協定加盟各国の官庁は、商標の登録に関する公文書及び公の出版物に、商標を使用する商品及び役務が属するニース国際分類の番号を表示することが義務付けられているため、例えば商標調査や登録商標の管理といった場面においても、国際分類は登録商標が使用される商品や役務の概要を把握する一助となる。このように、ニース国際分類は、商標の登録からその後の維持管理のあらゆる場面において関連するものであり、国際分類の成り立ちやその改正に至るまでの経緯について理解を深めることは、商標実務に携わるにあたり非常に重要な意味を持つといえる。

国際分類は、①一般的注釈（GENERAL REMARKS）、②類別表（注釈付き）（LIST OF CLASSES, WITH EXPLANATORY NOTES）、並びに、③商品及びサービスのアルファベット順一覧表（アルファベティカルリスト）（ALPHABETICAL LIST OF GOODS/SERVICES）（これらの概要については以下表において説明）から構成されており、正文である英語版及びフランス語版がある（日本は英語版を採用）。1963年に発行された初版では商品に関する34分類及び役務に関する8分類からなる計42分類であったが、その後2000年の改正を経て役務の分類として第43類から第45類の3分類が追加され、現在は計45の分類で構成されている。

日本では、かつては我が国独自の商品・役務分類（「日本分類」）が採用されていたが、1990年にニース協定に加入したことに伴い国際分類へと移行することになった。加入当初は、国際分類への理解と習熟を深めるため、国際分類は日本分類の副次的体系として使用されていたものの、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からニース国際分類が主たる体系として採用されるに至った。また、ニース国際分類を主たる体系として本格的に採用するに伴い、我が国における分類を定める商標法施行令別表（政令別表）及び商標法施行規則別表（省令

表 1 国際分類の構成と概要

	種別	概要
①	一般的注釈 (GENERAL REMARKS)	商品又はサービスを、類別表・注釈及びアルファベット順一覧表（アルファベティカルリスト）によって分類することができない場合に適用する基準を示したもの。
②	類別表（注釈付き） (LIST OF CLASSES, WITH EXPLANATORY NOTES)	商品及びサービスの類別を定めたもので類見出し（CLASS HEADINGS）及び注釈（EXPLANATORY NOTES）から構成されている。 類見出し（CLASS HEADINGS）は、商品又はサービスが原則として属する類の範囲をおおむね表示したものであり、商品及び役務の分類毎に記載があり、商品及び役務の分類を選定する際に指針となるものであるが、類見出しの表示自体は不明確又は曖昧な表現であることが多く、一部の国を除き、出願の際の指定商品又は役務として使用することは認められていない。 注釈（EXPLANATORY NOTES）では、各分類に具体的にどのような商品・役務が含まれるか、又は、含まれないかについての具体的な説明がなされている。
③	商品及びサービスのアルファベット順一覧表（アルファベティカルリスト） (ALPHABETICAL LIST OF GOODS/SERVICES)	商品及びサービスの品目をアルファベット順に列挙し、商品又はサービスごとにその属する類を表示したもので、個々の商品又はサービスの分類を決定する際の便宜に資することを目的としている。商品及びサービスの品目を、(i) 商品（第1類～第34類）又はサービス（第35類～第45類）ごとにアルファベット順に列挙した全類通しアルファベット順一覧表（アルファベティカルリスト）と、(ii) 各々の類でアルファベット順に列挙した類別アルファベット順一覧表（アルファベティカルリスト）がある。

別表) が、当時採用されていた国際分類第6版に即したものに改正された。我が国の商標登録出願における商品又は役務の区分及び商品・役務の指定は商標法施行令及び商標法施行規則に従って行う必要があるところ、国際分類が改訂された場合には、必要に応じて国内の政令又は省令別表の改正がなされている。このように、ニース国際分類の改訂は、国内における商標実務にも直接影響が及ぶものであり、商標を取り扱う専門家である弁理士としては、国際分類の改訂について常に知識をアップデートしておくことが重要であるのみならず、国際分類の運用にあたり国際的にどのような点が問題となっているのかについて最新の動向を把握しておくことは極めて重要である。

3. ニース国際分類の改訂

ニース協定第3条では、各同盟国の代表からなる専門家委員会の設置が定められており、専門家委員の権限として「国際分類の変更」が規定されている⁽⁵⁾。「国際分類の変更」とは、「国際分類の修正」(Amendment: 商品若しくはサービスの一の類から他の類への移行又は新たな類の設定)及び「その他の変更」(Other changes: 類見出し及び注釈の変更、アルファベット順一覧表の商品若しくはサービスの追加・削除・表示の変更)を指す⁽⁶⁾。国際分類はこれまでに数次変更されており、1963年に初版が発効してから、国際分類の変更の度に新たな版が発効している⁽⁷⁾。国際分類の変更の提案を行うことができるのは、同盟国の権限のある官庁、国際事務局、専門家委員会にオブザーバーを出席させた政府間機関及び専門家委員会により提案を行うよう特に要請された機関又は国とされている⁽⁸⁾。これまで、国際事務局に提出された提案は、専門家委員会によって設置された準備作業部会で討議され、準備作業部会の勧告に基づいて専門家委員会により変更の最終決定が行われてきたが、専門家委員会の第21回会合(2010年11月開催)において、(i) 電子フォーラムを利用して、国際分類の「その他の変更」の投票・決定を行うことや、(ii) 5年に1回開催されていた専門家委員会を少なくとも1年に1回開催し、商品・サービスの類の移行又は類の新設を伴わない「その他の変更」を毎年発効すること等が決定された。そのため、2012年に発行した第10版(第10-2012版)以降は、版の改訂の間に「その他の変更」が毎年発効している⁽⁹⁾。なお、国際分類の変更を伴わない「その他の変更」については、国際分類の新追加版として発効し、版の後に発行年度をハイフンを介して追加した名称が用いられている。現在は、2024年1月1日に発効した国際分類第12版の新追加版である「第12-2024版」が使用されている。なお、国際分類の版の改訂期間は原則5年であるが、専門家委員会第31回会合において、第12版の改訂期間を現行の5年の期間ではなく、試行的に3年の期間とする旨の合意がされたため、次の改訂版である第13版の発効は2026年1月1日となる予定である⁽¹⁰⁾。

各国からの提案の専門家委員会での決定は、議決権を有し、かつ、代表が出席する各国の投票による議決によ

り、提案の種類によって表2記載の可決条件によって行われる。

表2 国際分類の変更の種別・概要と可決条件

種別	概要	可決条件
「国際分類の修正」 (Amendment)	商品又はサービスの分類の移行、又は新たな類の設定	5分の4以上の多数による議決
「その他の変更」 (Other changes)	「国際分類の修正」以外の変更を行うこと。具体的には類別表の変更、アルファベット順一覧表（アルファベティカルリスト）の商品又はサービスの追加、削除、表示の変更等	単純過半数による議決

前記の通り、ニース国際分類の内容はユーザーへも直接影響が及ぶことから、我が国では、加盟各国の提案及び我が国の提案に関し、日本国特許庁内での検討はもとより、庁外の関係ユーザー団体及び事業者団体等の意見を募集し、それらを踏まえた上で基本方針の決定がなされている。この目的で設置されているのが、日本国特許庁の「商品・サービス国際分類改正に関する意見交換会委員」（以下、「意見交換会委員」という。）であり、日本弁理士会、日本商標協会、日本知的財産協会及び各種業界団体等に所属する者から構成されている。日本弁理士会からは、商標委員会（第三小委員会）から例年2名の意見交換会委員を推薦の上日本国特許庁から選任を受け、同委員を通じ、日本弁理士会としての意見のとりまとめ及び日本国特許庁への提案を行っている。

4. 専門家委員会の年次会合について

ニース協定において設置された専門家委員会では、毎年、年次会合（ニース同盟専門家委員会の年次会合、以下「ニース会合」という）を開催している⁽¹¹⁾。ニース会合は、2010年までは原則5年毎、2012年以降は毎年1回4月から5月にスイスのジュネーブ、WIPO本部において開催されているが、コロナウィルスのパンデミックの影響で、2021年開催の第31回会合から現地参加とオンライン参加によるハイブリッド形式での開催となっている。今年（2024年）4月22日から26日の会期で開催された第34回ニース会合へは、本年度の意見交換会委員である筆者2名が現地参加した。コロナウィルスのパンデミックの影響もあり、現地への意見交換会委員の派遣は5年ぶりとなった。今年のニース会合では、会合初日のBUSINESS SEGMENT（ユーザー団体からの意見発表）のパートにおいて、ユーザー団体を代表し、国際商標協会（INTA）及び日本弁理士会に発言の機会が与えられ、INTAからは、昨年に続き、第9類に分類される商品の肥大化を解消するための案が提示された。日本弁理士会からは、仮想空間において提供されるサービスのアルファベティカルリストへの表示追加等について、清水委員が代表し発言を行った。なお、仮想空間において提供される商品については、昨年行われた第33回ニース会合において、第9類の商品として「downloadable virtual clothing（ダウンロード可能な仮想被服）」がアルファベティカルリストに追加されることが可決されたが、仮想空間において提供されるサービスについては、ニース国際分類の一般的注釈（GENERAL REMARKS）のサービスに関する基準（d）において仮想空間で提供されるサービスの分類についての判断指針が新たに追加されはしたものの、具体的な役務表示のアルファベティカルリストへの追加は見送られた。そのため、仮想空間で提供されるサービスの表示については、前記判断指針を超えた各国で共通する統一的な基準がなく、各国官庁における審査の場面でも、役務の分類や表示の審査に混乱が続いている状況がみられる。このような混乱を解消することを目的として、今年のニース会合では、日本国特許庁から、仮想空間で提供されるサービス、例えば、「オンラインによる仮想被服の提供（ダウンロードできないものに限る。）」のアルファベティカルリストへの追加提案がなされた（本提案に関するニース会合での議論の詳細は後述する）。残念ながら、今年のニース会合においては、前記提案について過半数の票を得るには至らなかったが、日本弁理士会の発言は、日本国特許庁からの提案についてのユーザーの注目度の高さを伝え、また、同提案についての各国代表の理解を深める上で一助となったものと考えられる。オンライン上のサービスの多様化に伴い、仮想空間を通じたサービスは引き続き多く取引されており、これらのサービスを商標登録において適切に保護できるようにし、ユーザーの商標登録制度の利便性を向上するためにも、仮想空間において提供されるサービスの役務表示の明確化や統一的な役務表示の策定については、継続的な検討と議論が期待される。

以下において、仮想空間で取引される商品又は役務（以下「仮想商品等」という）に関するニース会合での議論の経緯について説明する。

5. 第33回ニース会合前の日本を含めた各国での仮想商品等の議論

5. 1 各国のガイドラインの公表の有無

仮想商品等を指定した商標出願は、新型コロナウイルスが猛威をふるった2021年以降に急速に増えていったが、仮想商品等はこれまでさほど多く取引がなされてこなかったことから、各国の知的財産庁とも、商標登録の場面において、仮想商品等をどのような国際分類及び商品・役務の表示をもって保護するか、直ちには結論を出せずにいた。そんな中先陣を切ったのが韓国知的財産庁であり、韓国知的財産庁は、2022年7月13日付で「仮想商品審査指針」を公表・施行した⁽¹²⁾。当該指針においては、ダウンロード可能な仮想商品の分類を第9類として整理するとともに、「仮想商品 (virtual goods)」という包括・抽象的な商品の表示は認められないが、①「仮想商品+既存商品名称」、②具体的な現実商品の仮想商品の名称を商品名称として認めた。具体的には「ダウンロード可能な仮想商品」という表示は認められないが、「ダウンロード可能な仮想衣類」というように商品を具体的に示した表示は認めることとした。また、仮想商品と現実の世界で取引される商品（以下「現実商品」という）、及び、仮想商品同士の類否判断についての審査基準も明確化した。まず、仮想商品と現実商品との類否については、審査上用いられている類似群コードについて、仮想商品が単一類似群コードで付与される場合、少数の出願人によって商標が先取りされて現実商品の商標権者の商標選択の範囲が狭まる恐れがあるため、仮想商品について新たな類似群コード (G5207XX) を新設し、仮想商品と現実商品は非類似の扱いとした。次に、仮想商品間の類否については、需要者の商品出所の認識は現実商品に従うということを前提とし、現実商品における属性を反映し、現実で非類似商品は仮想商品間でも非類似とした。例えば、現実商品である「履物」には「G270101」という類似群コードが付与されるが、「仮想履物」には「G520707」という現実商品とは異なる類似群コードが付与され、これらは非類似の商品として扱われている。また、「仮想帽子」には「G520743」という類似群コードが付与されるが、「仮想履物」には「G520727」というように、仮想商品間で異なる類似群コードが付与されている。

韓国知的財産庁が前記指針を公表した後、各国の知的財産庁が同様の審査ガイドライン等を公表することが期待されたが、第33回ニース会合前に審査ガイドライン等を公表したのは米国⁽¹³⁾や欧州・ベネルクス⁽¹⁴⁾等の一部の知的財産庁にとどまった。ガイドラインの策定が一部の知的財産庁にとどまった理由としては、そもそもの各国における仮想商品等を指定した出願の件数も関係するかもしれないが、商品・役務の分類について国際的な統一を図るニース会合での議論及び判断を待っていたものと推察される。以下、仮想商品等に関し当時議論されていた内容を紹介する。この議論が、仮想商品等の取り扱いについて具体的な議論がなされた第33回ニース会合での議論に反映されている。

5. 2 仮想商品の定義

ニース国際分類の一般的注釈 (GENERAL REMARKS) によると、個々の商品又はサービスの分類を特定するためには、国際分類に基づくアルファベット順一覧表 (アルファベティカルリスト) が参照される。また、アルファベティカルリストに参考になるような商品が掲載されていない場合、完成品に関しては、原則として、その機能又は用途によって分類される (一般的注釈 (a))。そこで、仮想商品に限らず、これまでに存在しなかった新しい商品・役務の分類を検討する際は、アルファベティカルリストに記載された商品・役務の中に参考になるような商品・役務の表示があるかどうか重要な点となる。仮想商品等について具体的な議論がなされた第33回ニース会合前は、主に、「仮想商品」を、仮想商品を構成する要素である「コンピュータプログラム」と位置付ける知的財産庁 (例：米国・ベネルクス・カナダ) と、「デジタルコンテンツ (もしくは、画像データ)」と位置付ける知的財産庁 (例：欧州) に分かれていた。

5. 3 仮想商品の分類

上述したように仮想商品の属性を「コンピュータプログラム」と位置付ける知的財産庁と「デジタルコンテンツ」と位置付ける知的財産庁とに分かれてはいたものの、コンピュータプログラムもデジタルコンテンツも、いずれも、ニース国際分類においては第9類に分類される商品であることから、仮想商品が第9類に分類されるという点は、各国知的財産庁の共通認識であった。

5. 4 仮想商品の表示についての可否

各国知的財産庁で採択可能な「仮想商品」(virtual goods)の表示については、「商品」(goods)の中身を特定しない「virtual goods」(仮想商品)という包括・抽象的な商品表示を認めるかどうかについても議論が分かれていた。多くの知的財産庁では、「goods」(商品)の中身を特定しない「virtual goods」の表示は広範で曖昧であることから認められないと判断していたようであり、一方で、「仮想被服(virtual clothing)」のように「virtual ○○(「○○」は具体的な商品の普通名称)」に特定すれば採択可能としていた。第33回ニース会合前に、「商品」(goods)の中身を特定しない「仮想商品(virtual goods)」の表示を認めていたのは一部の知的財産庁だけであったようである。

なお、「仮想○○(virtual ○○)」の「○○」部分の特定方法にしても、「virtual ○○(「○○」は具体的な商品の普通名称)」(例：virtual clothing)のような表示を認める立場と「computer program」とその内容により商品の性質を特定する立場(例：downloadable virtual goods, namely, computer programs featuring articles of clothing for use in online virtual worlds)とが見られた。

日本国特許庁においては、例えば、第9類「仮想商品、すなわち、オンライン上の仮想世界及びオンライン上で使用する履物・運動用特殊靴・被服・帽子・眼鏡・バッグ・スポーツバッグ・バックパック・運動用具・美術品・おもちゃ・身飾品及びこれらの付属品を仮想商品を提供するためのダウンロード可能なコンピュータプログラム」というような表示が認められていた(登録第6522603号)。

5. 5 仮想商品と現実商品の類否

第33回ニース会合前に、仮想商品と現実商品間の類否基準を明確にしていた国は韓国だけのようである。なお、2022年11月30日付米国特許商標庁のガイドラインにおいては、「現実商品と仮想商品間において出所の混同を生じるかどうかは、現実商品と仮想商品間の商業的関連性と、商標の類似性に基づく」という旨が述べられていたが、その一文に留まっていた。

ニース協定に加盟するすべての国で調査できたわけではなかったが、韓国知的財産庁以外において、仮想商品と現実商品間で類似するかどうか、出所の混同が生じるかどうかまでは明確な指針を出していた国はなかったものと思われる。

5. 6 仮想空間で提供される役務

第33回ニース会合前は、仮想商品の分類についてでさえ明確に定まっていない知的財産庁が多く、仮想商品と比べると出願件数がさらに少なかったであろう仮想空間で提供される役務の国際分類やその具体的な役務表示についてまでは議論ができていないようであった。欧州知的財産庁は、仮想空間で提供される役務について、現実空間で提供される役務と目的が変わらないのであれば現実空間と同じ国際分類に分類され(例えば、現実空間で提供される金融サービスと仮想空間を通じて提供される金融サービス)、一方、現実世界とサービスの目的・提供方法が異なるもの(例えば、旅行サービスと仮想空間を通じて提供されるバーチャル旅行サービス)は、現実空間で提供される役務とは異なる国際分類に分類されるという運用を行っていた。

6. 第33回ニース会合での議論及び採択

6.1 仮想商品・役務についての集中議論

仮想商品等の分類及び表示について大きな動きを見せたのが、2023年5月1日から5日まで開催された第33回ニース会合である。ニース会合の会期は5日間で、例年3日目の午前中に特定の議題について集中議論が行われる。しかしながら、第33回ニース会合においては、各国知的財産庁から数多くの仮想商品等に関する提案がなされ、仮想商品等の分類及び表示について国際的統一を図りたいという各国知的財産庁の要望もあったことから、1日目午後・2日目午前中・3日目終日というように多くの時間を割いて仮想商品等に関する集中議論がなされた。なお、集中議論においては、仮想商品等に加え、近年取引が増加している NFT に関連する商品の取扱いも議論がなされたが、本稿においては主に仮想商品等に関する議論を中心に紹介する。

6.2 仮想商品等に関する一般的な議論

第33回ニース会合の1日目の午後は、WIPO が、第33回ニース会合に参加していた各国知的財産庁に対して NFT 及び仮想商品等に関するアンケートを行った。同アンケートのうち仮想商品等に関する質問は、a) 「仮想空間」を意味する語として「virtual environments」と「virtual worlds」はどちらが好ましいか、b) 仮想空間でサービスが提供される場合、仮想空間で提供されるサービスの分類は現実空間で提供されるサービスの国際分類と同等かどうかである。

質問 a) については、「virtual environments」の方が好ましいとの回答が圧倒的であり、「仮想空間」に相当する英語表示としては「virtual environments」に統一されることになった。次に、質問 b) に関連する仮想空間での役務の国際分類の考え方については、仮想空間で提供される役務の分類も現実世界で提供される役務と同じ国際分類で良いのではないかという意見もあったが、現実世界と仮想空間では提供する役務の種類や効果が異なることから、仮想空間での役務の影響及びその役務が現実の世界で同じ結果をもたらすかどうかに基づいて正しく分類するために考慮されるべきであるとの意見が多数述べられ、ニース国際分類の一般的注釈 (GENERAL REMARKS) の役務に関する欄に上記意見を明記する項が追加されることになった。修正された一般的注釈 (GENERAL REMARKS) の詳細については、後述する。

6.3 仮想商品の分類及び表示

仮想商品については、第33回ニース会合の1日目午後に WIPO が第9類に提案していた「downloadable virtual goods (ダウンロード可能な仮想商品)」の採択について話し合いが行われた。前記の通り、ダウンロード可能な仮想商品は第9類に分類されるべきであるというのが各国知的財産庁の共通認識であったが、「virtual goods (仮想商品)」という表示は広範であり商品特定すべきという意見が多かった。その意見を受けて「downloadable virtual goods (ダウンロード可能な仮想商品)」の商品表示については WIPO が提案の取下を行い、仮想商品の具体的な表示としては、最終的にドイツ知的財産庁が提案した「downloadable virtual clothing (ダウンロード可能な仮想被服)」が第9類の商品表示として可決された。なお、「downloadable virtual clothing (ダウンロード可能な仮想被服)」を採択するにあたり、オーストラリア知的財産庁提案の「downloadable digital clothing authenticated by non-fungible tokens [NFTs] (非代替性トークン (NFT) により認証されたダウンロード可能なデジタル被服)」、フランス知的財産庁提案の「downloadable digital files authenticated by non-fungible tokens [NFTs] representing clothing for use in a virtual environment (仮想環境において使用する被服を表した非代替性トークン (NFT) により認証されたダウンロード可能なデジタルファイル)」とドイツ知的財産庁提案の「downloadable virtual clothing (ダウンロード可能な仮想被服)」についても同時に議論がなされたが、出願人にとってはシンプルな商品の表示が良いのではないかという意見もあり、最終的にドイツ知的財産庁提案の第9類「downloadable virtual clothing (ダウンロード可能な仮想被服)」の商品表示が可決されることとなった。

6. 4 仮想空間で提供される役務

役務においては、ニース国際分類の「一般的注釈 (GENERAL REMARKS)」のサービスの項目に「(d) サービスが提供される手段は、原則としてサービスの分類に影響を及ぼさない。例えば、金融又は財務に関する助言は、第 36 類に分類され、サービスが対面、電話、オンライン、仮想空間のいずれかで提供されるかを問わない。ただし、提供の手段や場所によって、サービスの目的や結果が変化する場合、この限りではない。例えば、あるサービスが仮想空間で提供される場合がこれにあたる。例えば、第 39 類に属する輸送サービスは、ある物理的な場所から別の場所への物品又は人の移動を伴う。しかし、仮想空間では、これらのサービスは同じ目的や結果を有しないため、適切な分類のために明確にされる必要がある。例：娯楽のための仮想空間において提供される模擬旅行の実施 (第 41 類)」との指針を追記することが取り決められた。当該取り決めに基づき、現実空間でも仮想空間でも提供される役務の内容・目的が変わらない「online banking services rendered in virtual environments (仮想空間で提供されるオンラインによる銀行業務)」の役務は第 36 類で可決された。一方、現実空間での旅行サービスは第 39 類に分類されるが、仮想空間における旅行サービスは実際には場所の移動を伴わず、また娯楽目的で提供されるものであることから、「simulated travel services provided in virtual environments for entertainment purposes (娯楽のための仮想空間において提供される模擬旅行の実施)」は第 41 類で可決されることとなった。

なお、第 9 類で採択された「downloadable virtual clothing (ダウンロード可能な仮想被服)」と関連性の高い役務「ダウンロードできないオンラインによる仮想被服の提供」は、仮想被服が画像データなのか、コンピュータプログラムなのかで考え方が分かれ、画像データと考える国は第 41 類、コンピュータプログラムと考える国は第 42 類に意見が分かれ、最終的に意見がまとまらずに翌年に持ち越しとなった。

7. 第 33 回ニース会合以降の日本国特許庁の動き

7. 1 商標審査便覧「46.02 仮想空間及び非代替性トークン (NFT) に関する指定商品・指定役務について」の公表

第 33 回ニース会合において、第 9 類「downloadable virtual clothing (ダウンロード可能な仮想被服)」の商品表示のアルファベティカルリストへの追加が採択されたことから、日本国特許庁も、国内において第 9 類「ダウンロード可能な仮想被服」をはじめとする仮想商品等の表示の採択を行うものと期待されたが、令和 6 年 (2024 年) 1 月 1 日適用の類似商品・役務審査基準第 12-2024 版では、第 9 類「ダウンロード可能な仮想被服」の商品表示の受け入れを見送った。その理由としては、「仮想被服」の語自体がコンピュータプログラムなのか、画像データなのか、ビデオデータなのか曖昧であり、かつ、広範であるという理由による。類似群コードを採用する日本国特許庁においては、商品の定義が明確にできなければ類似群コードも定まらないことも影響したと思われる。なお、第 41 類「娯楽のための仮想空間において提供される模擬旅行の実施」は、娯楽のために提供される興行の企画であることが明確であったことから、類似商品・役務審査基準第 12-2024 版で受け入れられている (類似群：41F06)。

日本国特許庁が類似商品・役務審査基準第 12-2024 版で「ダウンロード可能な仮想被服」の受け入れを見送ったことから、第 9 類「ダウンロード可能な仮想被服」の商品表示を受け入れるのは次版の類似商品・役務審査基準が発行される 2025 年 1 月 1 日以降と思われていたが、2024 年 3 月 29 日に「仮想空間及び非代替性トークン (NFT) に関する指定商品・指定役務のガイドライン」が公表され (商標審査便覧「46.02 仮想空間及び非代替性トークン (NFT) に関する指定商品・指定役務について」)、第 9 類「downloadable virtual clothing (日本語訳：ダウンロード可能な仮想被服)」、第 35 類「online retail services for downloadable virtual clothing (日本語訳：オンラインによるダウンロード可能な仮想被服の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供)」の各商品・役務表示を受け入れることが発表された。

7. 2 仮想商品の定義・区分及び表示

当該ガイドラインによると、「仮想商品」について、「主に仮想空間上で商品等の形状を表示するためのデジタルデータ」と定義した上で、当該ガイドライン公表以降採用可能なものとして、第 9 類「ダウンロード可能な仮想被

服（英：downloadable virtual clothing）／類似群：11C01 24E02 26D01」、第35類「オンラインによるダウンロード可能な仮想被服の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供（英：online retail services for downloadable virtual clothing（ニース表示）／類似群：11C01 24E02 26D01 35K08 35K15 35K99）」を採用可能な商品・役務表示の例として挙げている。商品・役務の類似性の判断基準として類似群を採用する我が国においては、「ダウンロード可能な仮想商品」に付与される類似群コードについても注目されていたが、仮想商品の定義、すなわち、「主に仮想空間上で商品等の形状を表示するためのデジタルデータ」に基づき、類似群コードは、コンピュータプログラムに対して付与される「11C01」と画像ファイルに付与される「24A02 26D01」の3つの類似群コードが付与されることとなった。また、仮想商品の小売等役務については「11C01 24A02 26D01」の他に、小売等役務の類似群コードとして「35K08 35K15 35K99」を付与している。なお、日本と同じく類似群を採用する韓国は、前述の通り、仮想商品同士でも商品の属性ごとに個々の類似群コードを付与し個別に商品の類否の審査を行う運用としているが、日本においては仮想商品間は類似するものとして審査上取り扱うこととしている。また、日本では、韓国のように仮想商品において類似群コードを新設するのではなく、従来から採択されている類似群コードを付与したため、例えば、「ダウンロード可能な仮想○○」と、既存の商品である「コンピュータプログラム」「ダウンロード可能な画像ファイル」等は、審査上、類似商品として取り扱われることになる。

商品の表示については、「ダウンロード可能な仮想商品」「ダウンロード可能な仮想生活用品」のように「仮想○○」の「○○」部分が広範で不明確なものは採用されないが、「○○」部分が単独で指定商品の表示として採用可能な表示である場合には、「ダウンロード可能な仮想被服」の「被服」を他の商品に置き換えても採用されうる。なお、「○○」部分が「単独で指定商品の表示として採用可能な表示」というルールは、第35類「ダウンロード可能な仮想○○の小売において行われる顧客に対する便益の提供」の「○○」部分も同様である。つまり、「ダウンロード可能な仮想飲食料品の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」や、「ダウンロード可能な仮想電気機械器具類の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は、小売等役務の取扱に係る商品の表示（下線部）が広範で不明確であるため採用不可である。より具体的に例を挙げれば、「仮想コーヒー」は小売等役務の取扱商品の表示として採択可能であるが、「仮想飲食料品」は認められない。また「仮想マスク」という表示も「マスク」だけでは単独で指定商品の表示として採用可能な表示ではないことから（衛生マスクであるのか、防護マスクであるのか、医療用マスクであるのか不明確であるため。）、「仮想マスク」という表示も小売等役務の取扱商品の表示としては認められない。なお、「飲食料品」や「電気機械器具類」等の表示は、通常の（現実空間で提供される）小売等役務の取扱商品の表示としては認められるが、仮想商品の小売等役務の取扱商品の表示としては使用できない点に留意が必要である。その理由としては、現実の「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」や「電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は、飲食料品や電気機械器具類をまとめて取り扱う小売業が一般的に存在する一方、現時点においては、各種の仮想商品をまとめて取り扱う小売業が一般的になっているとは認められず、役務の内容や性質が不明瞭と見做されるためである。

7. 3 仮想商品と現実商品の類否について

前記の通り、日本においては、ダウンロード可能な仮想商品については、仮想商品の種別にかかわらず「11C01 24A02 26D01」の3つの類似群コードが付与される。そのため、仮想商品同士は、仮想商品の種別に関わらず、審査上は類似するものと推定される。小売等役務においても同じ取り扱いである。この点は韓国における審査実務と異なる。

次に、仮想商品と現実商品間の類否についてみると、これらは、共通する類似群コードが付与される範囲においては類似と推定されるが、基本的には、仮想商品と現実商品は非類似と扱われる。具体的には、「ダウンロード可能なコンピュータプログラム」、「ダウンロード可能な画像ファイル」と「ダウンロード可能な仮想○○」は類似群が共通するため類似と判断される一方、「ダウンロード可能な仮想被服」（類似群：11C01 24A02 26D01）と現実商品「被服」（類似群：17A01 17A02 17A04 17A07）は非類似として扱われる。

7. 4 仮想空間における役務について

当該ガイドラインによると、仮想空間に関する指定役務「仮想空間における△△」（以下、「△△」は任意の役務表示）の区分・類似群の考え方は、現実における「△△」と比較し役務の目的や結果が変わらない場合には原則として「△△」と同じ区分に属し、同じ類似群が付与されるとされている。これは、第33回ニース会合において採択された、ニース国際分類の一般的注釈（GENERAL REMARKS）のサービスに関する項目（d）の指針に基づくものと推察される。

そこで、仮想空間における取引と現実空間における取引とで役務の目的や結果が変わらない役務、例えば、第35類「仮想空間における広告業」は、第35類「広告業」と同じ区分・類似群（35A01）が付与される。第41類「仮想空間における音楽コンサートの上演」（類似群：41E03）も同様の取り扱いである。その他、仮想空間のプラットフォーム自体の提供に関する表示（例：第38類「仮想空間におけるチャットルーム形式による通信」（類似群：38A01））、仮想空間のプラットフォーム上での役務の提供に関する表示（例：第36類「仮想空間で提供されるオンラインによる銀行業務」（類似群：36A01））についても、仮想空間と現実空間とで提供される役務の目的や結果が変わらないことから、原則として同じ区分に分類され、同一の類似群コードが付与される。

一方、仮想空間と現実空間とで役務の目的や結果が異なり、同じ区分・類似群では採用できない役務の例として「仮想空間における飲食物の提供」が挙げられる。現実空間における第43類「飲食物の提供」（類似群：42B01）は現実の飲食を伴うが、「仮想空間における飲食物の提供」は、現実の飲食を伴わず、娯楽目的で利用される側面が強い。そこで、こういった役務については、代案として、第41類「娯楽のための仮想空間における模擬レストランの提供」（類似群：41K01 41Z99）といった役務表示が考えられる。

その他、仮想空間と現実空間とで役務の目的や結果が異なる役務として、「オンラインによる仮想被服の提供（ダウンロードできないものに限る。）」等の役務が考えられるが、これらについては今後のニース会合での議論や日本国特許庁における検討、及び、今後の出願審査の積み重ねの過程で、その区分や類似群が明確になっていくことを期待する。

8. 第34回ニース会合における議論と課題

今年開催された第34回ニース会合においては、昨年のニース会合で第9類の商品としてアルファベティカルリストに追加することが可決された「downloadable virtual clothing（ダウンロード可能な仮想被服）」に対応する役務として、日本から第41類の役務表示として「providing online virtual clothing, not downloadable（オンラインによる仮想被服の提供（ダウンロードできないものに限る。））」の提案がなされた。しかしながら、これらのいずれの役務表示のアルファベティカルリストへの追加も、今年のニース会合では否決となった。主な反対意見としては、仮想被服といった「仮想商品」の定義が曖昧であること、すなわち、これらは単なるソフトウェアに該当するものではなく、一種のデジタルファイルと解される一方で、第41類に分類される「画像の提供」のように単に画像を提供するサービスとも性質を異にすること、また、分類を特定するには例えば「for entertainment purposes（娯楽目的のため）」のようにサービスの用途を特定する表示を入れるべきであるといった意見が挙げられた。その他に、複数の国から、仮想被服の販売を目的としたサービスであれば第35類の小売サービスとして保護をするのが適切なのではないかという意見も挙げられた。現状としては、仮想空間で取引される商品がまだ一義的なものではないことから、仮想商品の用途や目的を具体的に特定することは困難であると思われるが、これらの商品のうち、例えばゲームや娯楽用途で用いられるものについては、「for entertainment purposes（娯楽目的のため）」といった用途の限定を付けることで第41類の役務表示としてアルファベティカルリストへの追加が承認される余地もあるように思われる。この点については、来年以降のニース会合においてさらなる議論が期待される。

その他の仮想空間で提供されるサービスについては、米国提案の「simulated restaurant services provided in virtual environment for entertainment purposes」が、第41類の役務表示としてアルファベティカルリストへの追加が可決されたが、その他の国から提案のあった役務表示、例えば、第35類「advertising for others in virtual environments」等については、昨年のニース会合で可決され変更された一般的注釈（GENERAL REMARKS）の

サービスに関する基準（d）の指針から明確であるとして否決又は提案国による提案の取下げがなされた。仮想空間で提供されるサービスの分類については、前記一般的注釈（GENERAL REMARKS）の指針にあるとおり、仮想空間が単にサービスを提供するための手段にすぎないのかが判断の鍵となる。すなわち、たとえ仮想空間を介してサービスが提供されるとしても、それが現実世界で提供されるサービスと同じ目的や結果を有するものであれば、現実世界で提供されるサービスと同じ分類となり、そうでない場合には、仮想空間で提供されるサービスの性質や用途を明確にした上で適切な分類を検討することが必要となる。

9. 今後に向けて

上記の通り、仮想空間を通じて提供される商品やサービスのうち、ダウンロードし販売される仮想商品については、商品の性質を具体化（例：仮想被服）することにより第9類に分類かつ商品として採択されうことはニース協定上明確になったが、仮想空間で提供されるサービスについては、ニース国際分類の一般的注釈（GENERAL REMARKS）のサービスに関する基準（d）において示された指針を超えた、具体的な役務表示や分類についての各国の合意形成がなされるに至っていない。そのため、仮想空間で提供されるサービスについて商標登録を希望する場合、ユーザーは、そのサービスの用途や性質が何かについて個々に検討の上、適切な分類と役務表示を検討することが必要となる。

また、ダウンロード可能な仮想商品については、前記の通り、商品の用途を特定することを条件に、国内でも9類の商品表示として採択が可能になったが、現実の取引では非類似扱いとなる商品（例えば「指輪」と「被服」）がいずれも仮想商品として取引される場合（例えば「仮想指輪」と「仮想被服」）には、現行の類似商品役務審査基準上は“類似”する商品として扱われる一方、現実空間で取引される商品（例えば「被服」）と仮想空間で取引される仮想商品（例えば「仮想被服」）とは審査上“非類似”のものとして扱われることになる。現段階ではこのような整理がなされることにはなったが、これらの商品間の類似性の判断基準はあくまでも暫定的なものであり、今後の取引実情の変化や審査・審判及び裁判例の積み重ねにより商品及び役務の類似性の判断が変わってくる可能性がありうることは留意すべきであろう。

その他、昨年と今年のニース会合でINTAから問題提起があったように、デジタル化に伴う第9類に分類される商品、特に、用途が多角化する「コンピュータソフトウェア」の肥大化が、近年、例えば商標登録の場面における先行商標との抵触等の場面において実務的な影響が大きくなっている。これに関連し、今年のニース会合において、加盟国であるオーストラリア知的財産庁から第9類の「コンピュータソフトウェア」の用途ごとの細分化について提案がなされた。この提案について、今年のニース会合においては具体的な合意形成にまでは至らなかったが、多数の知的財産庁（スイス、米国、ドイツ、EUIPO、サウジアラビア、日本等）から、さらに調査・検討を進めるためのプロジェクトグループの設置について協力の意思が表明され、今後プロジェクトグループの設置についても検討が進められることとなった。近年のデジタル化に伴い、あらゆるものがソフトウェアを媒介して提供又は販売されるようになった現代において、「コンピュータソフトウェア」という商品表示をもってその内容や用途を明確に把握・説明することは困難になりつつある。また、同じ「コンピュータソフトウェア」でも、「医療用のコンピュータソフトウェア」と「コンピュータゲーム用のソフトウェア」とでは、商品の性質、用途のみならず需要者の範囲も相違し、これらの商品が取引の実際において直接競合する可能性も低いところ、これらを同じ「コンピュータソフトウェア」に包含される商品として扱うことは、もはや取引の実情にそぐわないともいえよう。また、特に、日本のように商標登録の審査の場面における商品・役務の類似性を、類似群をもって画一的に審査する国では、実際には競合する可能性の低い、例えば前記例における「医療用のコンピュータソフトウェア」と「コンピュータゲーム用のソフトウェア」についても類似するものとして審査がなされていることから、「コンピュータソフトウェア」という包括概念を一つの商品と見做すことによるユーザーへの弊害も今後一層大きくなってゆくことが懸念される。「コンピュータソフトウェア」の細分化に関しニース会合でさらなる検討や議論がなされ、また、アルファベティカルリストへの細分化された商品表示の追加等の具体的な策が講じられることとなれば、将来的には、日本国内における指定商品としての「コンピュータソフトウェア」の包括表示の使用可否や、用途の異なる

「コンピュータソフトウェア」間の商品の類否判断基準についても見直しが必要になると考えられる。よって、ニース会合における「コンピュータソフトウェア」の議論についても引き続き注視していく必要がある。

10. おわりに

繰り返しになるが、商品・役務は、商標の登録及び使用の両面において標章（マーク）と共にその中枢を担う重要な概念である一方、日々の商標実務においては、個々の商品・役務についての集中的な議論や検討を行い、幅広い商品・役務の分野に跨り、その見識を深めるような機会は限られている。ニース会合における商品・役務の分類や表示に関する議論や改正の経緯を追うことは実務的にも重要な意味を持つところ、筆者が務める意見交換会委員は、ニース協定の国際分類に関する改正事項の検討を中心に、TM5⁽¹⁵⁾のIDリスト⁽¹⁶⁾、日本国特許庁の類似商品役務審査基準についての検討や意見集約等、商品・役務やその国際分類並びに類否について専門的に取り扱う役割を担っており、その活動は商標実務にも深く結びつくものである。今後も、弁理士会から、より多くの会員が意見交換会委員の活動に携わり、商品・役務に関する理解を深める機会を得ることとなれば、会員全体の商標実務における能力の向上に資するのみならず、間接的には依頼者の利益にもつながることが期待できる。

本稿が、読者にとって、ニース国際分類やその改正経緯、特に、近年重点的に議論がなされた仮想空間における商品及び役務についての議論の経緯についての理解の一助となり、また、意見交換会委員の活動への興味のきっかけとなれば幸いである。

(注)

- (1) 日本国内の商標登録の手続においては「区分」の呼称が用いられる（商標法第6条2項及び商標法施行令第2条）
- (2) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/kokusai_bunrui_12-2024.html
- (3) https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=12
- (4) ニース協定第一条（1）
- (5) ニース協定第3条（3）（i）
- (6) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/document/kokusai_bunrui_12-2024/10.pdf
- (7) 初版は1963年、第2版は1971年、第3版は1981年、第4版は1983年、第5版は1987年、第6版は1992年、第7版は1996年、第8版は2001年、第9版は2006年に公表されています。また、第10版（第10-2012版）は2012年、第11版（第11-2017版）は2017年、第12版（第12-2023版）は2023年に発効しており、2024年現在は、2024年1月1日に発効した国際分類の新追加版（第12-2024版）が使用されている。
- (8) ニース協定第3条（5）
- (9) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/document/kokusai_bunrui_12-2024/10.pdf
- (10) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/document/kokusai_bunrui_11-2022/10.pdf
- (11) ニース協定第3条（2）（c）では、「事務局長は、その他の政府間期間及び国際的な非政府機関の代表者を、これらの機関が感心を有する討議に参加するよう招請することができる。」と規定されており、日本弁理士会の意見交換会委員も非政府機関の代表者として会合に参加している。
- (12) 2022年7月13日付JETRO（日本貿易機構）ウェブサイト「韓国特許庁、仮想商品の認定範囲および類否判断に関する指針を作成・施行」参照 <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2022/220713.htm>
- (13) 米国特許商標庁「Registering trademarks for newer technologies: NFTs, blockchain, cryptocurrency, and virtual goods」（2022年11月30日付）
<https://www.uspto.gov/subscription-center/2022/registering-trademarks-newer-technologies-nfts-blockchain-cryptocurrency>
- (14) ベネルクス知的財産庁「Classification of virtual goods and services」（2022年9月27日付、更新2023年8月22日）
<https://www.boip.int/en/ip-professionals/registration-maintenance/classification-of-virtual-goods-and-services>
- (15) 日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、韓国特許庁（KIPO）及び中国国家知識産権局（CNIPA）から構成される商標五庁（TM5）の協力枠組みのこと
- (16) TM5各庁が拒絶することなく受け入れる商品・役務の表示を蓄積するプロジェクト

（原稿受領 2024.6.27）